

2024年12月2日

ファームドゥグループ人権方針

1. 位置づけ

ファームドゥグループでは、国際ビジネスと人権に関する指導原則に基づいた、人権デューデリジェンスの実施とその取り組みを進めております。自社の事業活動による人権の評価を適切に行い、人権リスクの防止・軽減に向けて積極的に行動し、人権を尊重する企業の責任を果たします。

本方針はファームドゥグループの経営理念及び行動指針に基づき人権尊重の取り組みについての約束を示すものであり、2024年11月25日に開催されたファームドゥホールディングス株式会社取締役会及びファームドゥ株式会社取締役会において承認されました。また、同グループのファームランド株式会社及び有限会社ファームクラブの代表取締役により承認されました。

2. 適用範囲

- ◆ 本方針の適用範囲はファームドゥグループ各社の全ての役職員（これに準ずるものを含む）及び従業員（正社員、嘱託社員・パートタイマー、アルバイト従業員も含む）とします。

3. 期待の明示

ファームドゥグループは、

- ◆ ビジネスパートナー、サプライヤー及びその他の関係者に対して本方針を周知し類似の方針を採用するように継続して働きかけ協働して人権尊重を推進します。
- ◆ 本方針をファームドゥグループがその経済・社会・環境活動を通じて影響を及ぼすことが出来るビジネスパートナー及びその関係者に対しても働きかけていきます。

4. 国際的に認められた人権を尊重する旨のコミットメントの表明

- ◆ ファームドゥグループは、国際的に認められている「国際人権章典」（世界人権宣言と国際人権規約）及び国際労働期間（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」に規定された人権を尊重します。また国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて事業活動を行います。

5. 人権尊重責任と法令順守の関係性

ファームドゥグループは、

- ◆ 事業活動を行う各国・地域で適用される人権の法令を遵守します。
- ◆ ただし、各国・地域の法令と国際的な人権の原則の間に矛盾がある場合には国際的な人権の原則を尊重する方法を追求していきます。

6. 自社における重点課題

ファームドゥグループは、

- ◆ 全ての役職員、お客様、地域社会の人々、ビジネスパートナー、その他の利害関係者の人権を尊重します。あらゆる差別、強制労働、児童労働、非人道的な扱い等を禁止し賃金、労働時間、安全管理などを含めた適切な労働条件・環境を守ります。またお客様に安全な製品・サービスを提供し事業活動が影響を与える可能性を考慮して地域社会との共生を図ります。
- ◆ 人種・国籍・性別・婚姻歴・子女の有無・年齢・障がいの有無などに関係なく、すべての従業員が活躍でき、社会の構成員として支え合う職場環境を提供します。
- ◆ 多様なバックグラウンドを持つ人材の採用、育成を積極的に支援し、組織全体での多様性の促進に努めます。
- ◆ 人権に関する当面の重点課題を設定しこれらについて本方針に基づき人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し適切に実施していきます。なお、当該重点課題については社会環境の変化や事業の動向を踏まえ適宜見直しを図っていきます。

7. 人権尊重の取り組みを実践する方法

ファームドゥグループは、

- ◆ 人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築しこれを継続的に実施します。人権デュー・ディリジェンスとはファームドゥグループ及びサプライヤー等による人権への負の影響を特定し防止・軽減する一連の行為を指します。
- ◆ ビジネス活動が人権に与える影響を評価し、特定の利害関係者にとってどのような影響があるかを理解します。
- ◆ 特定されたりリスクや影響に対処するための対策を講じ、実施します。適切な担当者を選出し、従業員が本方針を理解し、日常業務において実践できるよう支援します。
- ◆ 従業員や利害関係者からの人権に関する懸念を受け付けるための適切な手段を設け、透明かつ公正な対応を行います。
- ◆ 受け付けた内容には適切に対応し、問題解決に向けた措置を講じます。
- ◆ 個人情報に配慮した情報の公開をウェブにて行います。

ファームドゥグループ 代表
岩井 雅之

